

令和5年 火薬類再教育講習 開催概要（4月）

火薬類手帳制度に基づく再教育講習を次により開催します。

1 受講対象者

- ア 保安手帳(黒色)が失効し、新たに手帳の交付を受けようとする方。
- イ 火薬類取扱保安責任者免状を取得後、試験の合格発表日から6ヶ月以上経過してから、手帳の交付を受けようとする方。

2 講習の日時及び会場（令和5年）

下記により開催します。

開催日	会場	定員	申込締切日
4月11日(火)	郡山労働福祉会館(大ホール) 福島県郡山市虎丸町7-7 TEL: 024-932-5279	30名	3月24日(金)
時間割			
再教育講習 8時45分～11時45分 / 法令講習 12時45分～14時15分 技術講習 14時15分～16時45分			

3 受講申込方法（福島県火薬類保安協会ホームページにて必要書類をダウンロードできます）

火薬類再教育講習 受講申込書

- (1) 再教育受講申込書に必要事項を記入し、受講料や手帳交付手数料等の必要な経費を振込用紙にて下記ゆうちょ銀行口座にお振込みください。

<< 提出書類（※ 郵送にてお願いします）>>

① 受講申込書

- ・ 払込票兼受領証の写しを所定の場所に貼り付けてください。
- ・ 申込書には必ず「押印」をお願いします。

② 手帳交付申請書(ホームページ上:「各種交付申請」→「交付申請」ページ内よりダウンロード)

- ・ 必ず事業所名を明記して、社判の押印(2カ所)をお願いします。(個人の方は1カ所押印)
- ・ 写真(縦4cm×横3.5cm)を2枚。うち1枚を交付申請書に貼付。
※写真は、上半身像・無帽・無背景であり、3カ月以内に撮影のものである事が条件です。
※デジタル写真は、写真用光沢紙のものに限ります。写真の裏面には、氏名と生年月日記載。

③ 免状の写し

- ・ 火薬類取扱保安責任者免状原本の写し
- ・ 氏名変更されている方は、必ず名義変更後取得した新しい免状をお送りください。

④ 失効手帳(返納していない場合)は、同封してお送りください。

裏面へつづく

<< 注意事項 >>

- ※受講票は、受講日 10 日前までに発送いたします。
- ※申込締切日以降の申込は、準備の都合上受付いたしません。
- ※納付された受講料は、原則として返還いたしませんので必ずご受講願います。

----- お振込先 -----

◆ゆうちょ銀行口座

[口座番号] 02120 - 1 - 493

[加入者名] 福島県火薬類保安協会

(3) 受講料は次の通りです。手帳交付には、受講料と交付料が必要です。

(一社)福島県火薬類保安協会 会員区分	会員	非会員
再教育講習受講料(手帳交付手数料含)	19,900 円	29,100 円
< 内訳 >	< 内訳 >	< 内訳 >
再教育保安教育講習料(テキスト代含)	13,300 円	19,300 円
手帳交付申請手数料	6,600 円	9,800 円

4 講習会当日に持参するもの

受講票、筆記用具など

5 新型コロナウイルス感染予防対策

- ・会場へ入室の際は、マスク着用をお願いします。
- ・発熱など風邪の症状がある方は、受講日の変更をお願いします。(事務局へご連絡ください。)

6 受講申込先 及び 問い合わせ先

一般社団法人 福島県火薬類保安協会

[事務局]

〒963-8811 福島県郡山市方八町二丁目 15 番 11 号 (株)蔵場内

<TEL> 024-944-3169 / <FAX> 024-944-3166

<WEB> <http://www.fukkakyo.com/> “福島県火薬類保安協会” で検索できます。

※火薬類再教育講習の後期の開催日につきましては、今後決まり次第ホームページに掲載致しますので、<WEB> <http://www.fukkakyo.com/> “福島県火薬類保安協会” で検索
お願い申し上げます。